

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人市民税の賦課に関する事務(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、個人市民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

平成29年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告書情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等の課税資料を基に、住民税額を計算し賦課及び通知を行う。 ・住民等からの申請に基づき、個人住民税システム(課税台帳)から所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。 <p>【賦課関連業務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民、国税庁、企業、年金保険者、他自治体から申告情報を取得する。(窓口・郵送受付のほか、e-LTAXによる取得、国税連携システムからの受信等) ②取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化し納品する。 ③各種申告情報、②で作成した電子データを住民税システムに取り込む。 ④賦課決定に必要な情報(生活保護、障害手帳種別及び等級、社会保険料納付額等)を庁内連携システムより取得する。なお、庁内連携システムにより取得できない情報については、別途データで提供を受け個人住民税システムへ取込みを行う。 ⑤本市に住民登録がない者の情報を紙ベースにより取得する。 ⑥賦課情報を作成し、個人住民税システム(課税台帳)に登録する。 ⑦本市に課税権のない者の資料は、課税権の所在する自治体へ回送する。 ⑧システムベンダーから出力された納税通知書を納品する。 ⑨納税義務者、特別徴収義務者、年金保険者へ税額を通知する。 ⑩個人住民税システム(課税台帳)に登録された賦課情報を、中間サーバに登録する(提供)。 ⑪個人住民税システム(課税台帳)に登録された賦課情報を、庁内他課が権限の範囲内で取得可能なよう公開する。 ⑫個人住民税の減免申請を受付し、対象者に減免決定通知書を送付する。 ⑬個人住民税システム(課税台帳)に登録された賦課情報に基づき、申請に応じ所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。
③システムの名称	個人住民税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、共通基盤システム、証明書自動交付機システム、国税連携システム、eLTAXシステム、申告支援システム、課税原票管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70, 71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,47,49,50,51,53,54, 55,58,59,60条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中市市民部市民税課
②所属長	市民税課長 石橋 純一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市政策総務部広報課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市市民部市民税課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-335-4441

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

